

平成 21 年 11 月 10 日

各 位

本店所在地 山口県宇部市西本町二丁目 11 番 2 号
会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号：3814)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 河原 克樹
電 話 番 号 0836-32-5161 (代表)
U R L <http://www.afs.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 12 月 26 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会で「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されました。これに伴い、株券の発行、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年12月26日(土曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年12月26日(土曜日)

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ <u>会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(株主取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ広告し、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。</p> <p>第11条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第10条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上